



小山町商工会だより

発行所 小山町商工会
小山町小山96-2
TEL (0550) 76-1100

印刷エビスL.L.C.
小山町菅沼
TEL (0550) 76-3333



会長
野木文夫

初春のお慶びを申し上げます。本年も宜しくお願い申し上げます。

さて、昨年末政権が変わり次々と経済政策が発表され株価の上昇、円安と効果が出てきました。景気は気からと申します。政府の経済政策により実態経済は上向いたとは思えませんが、気により先行状態となっています。

そんな中、昨年度経営を断念する方もあり、当商工会でも閉店、事業閉鎖など会員の減少方向になりました。商工会として全力でこの様な事のないようサポートしていきたい。

小山町では将来を見据えた計画が進行しています。平成三十二年度新東名開通に向け、スマートインターフォンによる商業施設、内陸フロンティア特区として湯船原地先工場誘致、六月には富士山の世界文化遺産登録による観光客の増加等も見込まれます。商工会としては行政の計画に沿って積極的に取り組み、商業、工業、サービス・観光の各部会において検討し提言していくたいと思います。

二十四年度においては緊急雇用対策の一環として宅配サービス事業「金太郎よろずサービス」に取り組み、新聞、テレビなど報道機関に取り上げていただきました。現在継続に模索しているところです。

二十五年度の目標として、特産品キャラバン隊を組織し各種イベントに積極的に参加し小山町特産品の知名度アップと販売普及に全力で取り組んでいます。

最後に、会員皆様のご活躍とご健勝を祈念し、商工会の発展にご協力とご支援をお願いしご挨拶いたします。

年頭にあたつて

優良従業員表彰式を開催

優良従業員表彰式が健康福祉会館会議室において、本年度は小山町技能功

労章授与式と共に開催されました。

優良従業員表彰式は、当会会員企業に永年に亘って勤続され、企業を支え

てこられた従業員の方々に、その功績

を称えるとともに、労をねぎらう場と

して執り行う事業です。本年度は十事

業所から三十二名が表彰されました。

野木会長より、「優良従業員は職場

での活躍が認められた証です。これからも自信を持って企業の発展に寄与し

てほしい」との挨拶があり、町長表

彰、県商工会連合会長表彰、商工会長

表彰が贈られ、受賞者を代表して千葉

智孝さん（武藏金線株）が「この受賞

を機会に経験を活かし、これからも職

場で貢献できるよう頑張っていきま

す」とお礼の言葉を述べられました。

表彰後落語家の三遊亭楽之介師匠（小山町出身）による記念講演が行われました。

受賞者は次の皆さんです（敬称略）。

【町長表彰・勤続二十五年以上（二名）】

千葉智孝（武藏金線株）、勝又秀幸（同）

【県商工会連合会長表彰・勤続二十年以上（一名）】

高橋義明（山本シリシング工業株）

【商工会長表彰・勤続十五年以上（四名）】

山本房雄（武藏金線株）、山田哲也（アイバウツ株）、芹澤雅貴（同）、後藤豊子（㈲渋谷木工所）

【商工会長表彰・勤続十年以上（五名）】

勝俣良一（㈱ヤマモト）、滝口幸男（同）、秋元英之（㈱エクセレントセキュリティ）、青木卓己（同）、矢野久（矢野板金工業所）

【商工会長表彰・勤続五年以上（二十名）】

坂本さゆり（丸善食品工業株）、鈴木志奈子（同）、小島和也（同）、藤田

純（同）、瀧陽介（同）、鈴木茉耶（同）、長田健（同）、松田優里（同）、湯山典孝（同）、櫻井寿子（同）、安藤保江（山本シリング工業株）、内海普一（㈱ヤマモト）、三浦ふさ子（㈱ふじおやま）、谷崎隆美（同）、久保田栄子（同）、安達加代（同）、勝又千恵子（同）



新年祝賀会を開催

新年祝賀会が一月二十二日、富士国際ゴルフ俱楽部において盛大に開催されました。商工会理事、小山町、議会他各種団体から総勢六十名が参加しました。

貯蓄・保険・融資の3つの機能で国から認められた

商工貯蓄共済

全国の商工会で行われている商工会員のための共済制度です！

1. 加入できる方は、商工会員で次に掲げる方です

- ◎個人企業 事業主とその家族、従業員
- ◎法人企業 会社ならびに役員とその家族、従業員

2. 期間と口数

- ◎加入期間 10年間
- ◎加入限度被保険者1人につき15口まで

貯蓄

毎月の掛け金の大部分が貯蓄になっていきます。知らず知らずのうちに自己資金が蓄積されます。

急にお金が必要になった時に、共済を解約することなく、簡単な手続きで積立金の一部を払出すこともできます。

保険

保険料は年齢別性別によって異なりますが、年払掛捨てで10年間変わりません。

万一の場合は、死亡共済金とそれまでに積立てられた積立金も一緒に支払い致します。

融資

一定の条件のもとに融資が受けられます。

※傷病入院見舞金・障害見舞金・介護見舞金が付加されます。

青年部 足柄峰・金時山初日の出

女性部 防災講習会実施

青年部・女性部——ユース

No.67

一部員数
青年部 18
女性部 116

元旦の一月一日（火）、商工会青年部では恒例の観光協会主催「足柄峰・金時山DE初日の出」に事業協力し、健康増進、新年祈願のため参加しました。

頂上では記念バッジ配布や写真撮影の補助などを行いました。今年の空は晴れ渡って空気も澄んでおり、無事ご来光を迎える事ができました。

早朝からとても寒く大変でしたが、雪や雨の心配もなく、天候にも恵まれ、寒い中良い汗を流し、子供たちや青年部員にとって有意義な一日となりました。また、参加者にとって今年も良い一年となるのではないかと感じました。

天候にも恵まれ、寒い中良い汗を流し、子供たちや青年部員にとって有意義な一日となりました。また、参加者にとって今年も良い一年となるのではないかと感じました。

商工会女性部員募集！

商工会女性部は、地域と共に楽しく活動！仕事も、ボランティアも、文化活動も：モットーに活動しています。

ニーズに合った事業展開をしていくたいと思います。一人でも多くの方に加入していただき、より良い女性部にしていきたいと思います。



小山町危機管理監の新井昇様を講師に迎え「最近の自然災害に対する企業の防災対策などについて」と題し、講演会を開催しました。

確定申告はお早めに！

商工会では会員の皆様がスムーズに申告されますよう決算・確定申告指導、相談を行つております。個別の指導にて行いますので、希望される方は事前に商工会までご連絡下さい。

あわせて税務署への提出も随时行っておりますのでご利用下さい。

◎提出期限

平成二十四年分の所得税から適用される主な改正事項

（一）から（三）までによる各保険料控除の合計適用限度額が十二万円とされました。

（二）平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約等に係る控除額、平成二十四年一月一日以後に生命保険料控除が改組され、次の（二）から（三）までによる各保険料控除の合計適用限度額が十二万円とされました。

平成二十四年分の所得税から適用される主な改正事項

（一）振替日：四月二十二日（月）

消費税↓四月二十四日（水）

平成二十四年分の所得税から適用される主な改正事項

（一）振替日：四月二十四日（水）

消費税↓四月二十二日（月）

新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記（二）ハの計算式により計算した金額

□、旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記（二）の計算式により計算した金額

（注）控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者の雇用継続希望者全員が少なくとも年金受給開始年齢までは働き続けられる環境の整備を目的とし、「高年齢者雇用安定法」の一部が改正されました。詳しく述べては、最寄のハローワークへお問い合わせください。

http://www.mhlw.go.jp/kujin/hwmmap.html

高齢・障害者雇用支援センターではアドバイザーの派遣等により高齢者雇用についての相談を行つております。

ければならない」といきました。税務署より送付されている平成二十一年分源泉徴収税額表には復興特別所得税額が含まれておりますので、必ず新しい税額表をご使用下さい。

エコキヤップ
一八〇キロ 約七万二千個
(エコキヤップ推進協議会へ)

小山町商工会青年部、長泉町商工会青年部、小山町商工会青年部の二市二町合同若手後継者育成事業講習会を開催しました。「お客様の心を掴むコミュニケーション」というテーマで開催しました。

環境美化運動の一環で実施しているエコキヤップ運動の推進と、ブルタブの回収ですが、皆様のご協力によりたくさん寄付する事が出来ました。これからも継続していきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

ハ、右記イ及びロの保険料控除額の計算は【計算式I】のとおりとさ

れました。

（二）平成二十三年十二月三十一日以前に締結した保険契約等に係る控除額及び個人年金保険料控除（適用限度額は、それぞれ四万円とされました。

【計算式I（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】	
支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）× $\frac{1}{2}$ +10,000円
40,001円から80,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）× $\frac{1}{4}$ +20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式II（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】	
支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）× $\frac{1}{2}$ +12,500円
50,001円から100,000円まで	（支払った保険料等の金額の合計額）× $\frac{1}{4}$ +25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

（注）控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

平成二十三年十二月に東日本大震災からの復興施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が交付されました。

これにより所得税の源泉徴収義務者は、平成二十五年一月から平成四十九年十二月三十一日までに生ずる所得について源泉所得税を徴収する際の相当額）を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しな

ネットde記帳

ネットde記帳を使うと……

- 1. わずかな時間の記帳でOK
- 2. 確定申告、節税に有利
- 3. わずかな経費でたくさんのデータ

~お問い合わせは、いつも身近な商工会へ~